

## 第4章 堺市の取組

### 3 高齢者及び障害者の雇用の促進

所管：産業振興局商工労働部雇用推進課

#### (1) 取組の趣旨・目的

少子高齢化の進展に伴い、企業が高齢者の雇用継続を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた知識・経験を活かすことは重要である。また、障害者の雇用については、近年のノーマライゼーション理念の浸透や事業主の皆様の理解と関心が高まっているものの、法律で定められている障害者雇用率を達成していない企業も未だ見受けられる。このような状況において、堺市では関係機関との連携のもと、事業所及び障害者一人ひとりの自立・就労に向けた支援を行っている。

#### (2) 取組内容・成果

高齢者や障害者など就職に際し阻害要因を持った求職者に対し、(公財)堺市就労支援協会への委託により、就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行う堺市地域就労支援センター事業を実施している。

障害者雇用については、「堺市障害者雇用貢献企業認定制度」により、障害者雇用に積極的に取り組む市内中小企業を、障害者雇用管理に係る情報提供や奨励金の支給等により支援しており、今年度は15社の認定を行った。

#### (3) 課題

堺市地域就労支援センター事業をはじめ各種事業のさらなる利用拡大に向け、周知につとめる必要がある。

#### (4) 今後の取組

今後とも、働く意欲・希望がありながら、様々な阻害要因を抱え、就労を実現できないでいる就職困難者への支援を行うとともに、事業所に対しては高齢者や障害者雇用に関する理解を深め、雇用の促進・安定を支援する。